七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

2　令和元年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第四項第三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

［削る］

［削る］

七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

2　平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十四条　平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　前条第一項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。